

従量電灯（電流制限器等契約） 実施要綱

[特定送配電事業供給地点内小売供給]

2024年5月1日 実 施

KATSU-DEN

葛尾創生電力株式会社

KATSURAO ELECTRIC POWER

従量電灯（電流制限器等契約）

実施要綱

目次

| | |
|---------------------|---|
| I 本則 | 1 |
| 1 適用条件 | 1 |
| 2 契約期間 | 1 |
| 3 供給電気方式，供給電圧および周波数 | 1 |
| 4 契約電流 | 2 |
| 5 料金 | 2 |
| 6 その他 | 3 |
| 附 則 | 3 |

I 本則

1 適用条件

この従量電灯（電流制限器等契約）実施要綱（以下「この実施要綱」といいます。）は、当社が、電気事業法第2条第1項第12号に定める特定送配電事業により、電気事業法第2条第1項第2号に定める小売電気事業において電気の小売供給をするときのうち、低圧で電気の供給を受けて電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当し、当社との協議が整った場合に、電気標準約款（以下「標準約款」といいます）とあわせて適用いたします。

イ 契約電流が5アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。

ロ 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

2 契約期間

契約期間は、標準約款7（需給契約の成立および契約期間）(2)によりま

す。
ただし、契約期間満了に先だって、原則として他の実施要綱に規定する需給契約に変更することはできません。

3 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは

交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

4 契約電流

イ 契約電流は、5アンペア、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

ロ 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

5 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および標準約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)イ(ロ)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

ただし、電力量料金は、標準約款別表 2（燃料費調整等）によって算定された燃料費調整額をそれぞれ差し引いたものまたは加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| | |
|------------|-----------|
| 契約電流10アンペア | 332円64銭 |
| 契約電流15アンペア | 498円96銭 |
| 契約電流20アンペア | 665円28銭 |
| 契約電流30アンペア | 997円92銭 |
| 契約電流40アンペア | 1,330円56銭 |
| 契約電流50アンペア | 1,663円20銭 |
| 契約電流60アンペア | 1,995円84銭 |

(2) 電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。

| | |
|------------------------------------|--------|
| 最初の120キロワット時までの1キロワット時につき | 29円62銭 |
| 120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき | 36円37銭 |
| 300キロワット時をこえる1キロワット時につき | 40円32銭 |

6 その他

- (1) この実施要綱に定めのない事項については，標準約款によります。

附 則

1 この実施要綱の実施期日

この実施要綱は，2024年5月1日から実施いたします。